

次のとおり人吉市上下水道料金徴収事務等業務委託公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和元年8月1日

人吉市長 松岡 隼人

1. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

人吉市上下水道料金徴収事務等業務委託

(2) 委託業務の執行場所及び業務区域

委託業務の執行場所は、人吉市水道局内に事務所を置き、上水道の給水区域並びに公共下水道の処理区域とします。

(3) 委託業務の内容

- ① 受付・窓口業務
- ② 検針業務
- ③ 開閉栓業務
- ④ 収納業務
- ⑤ 滞納整理業務
- ⑥ 給水停止業務
- ⑦ 水道メーター管理業務
- ⑧ 調定業務
- ⑨ 前各号に係る電算処理業務
- ⑩ その他関連する業務

(4) 委託期間

委託期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。

(5) 準備期間

契約締結日から令和2年3月31日までの期間は準備期間とし、当該期間に係る経費については、受託者の負担とします。

(6) 委託業務に係る予算限度額

248,350千円（消費税及び地方消費税を除きます。）

（令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間）

ただし、この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、予算の規模を示すためのものです。提案見積金額は、この予算限度額を超えてはならないものとします。

2. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、プロポーザル参加申出時において、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- ① 公告日において、人吉市一般競争（指名競争）参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者でないこと。
- ④ 人吉市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年人吉市告示第52号）第2条又は第3条の規定による指名停止処分を受けていない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある者でないこと。
- ⑥ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- ⑦ 水道事業又は水道事業以外の事業において、受付、検針、収納（滞納整理を含む。）に係る一連の業務を、平成26年度以降に2年以上継続して受託した実績を有する者であること。
- ⑧ プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得している者であること、又は個人情報保護方針を定めている者であること。

3. 実施方法

(1) 選定委員会の設置

プロポーザルにおける参加資格審査及び受託候補者の選定を行うため、人吉市上下水道料金徴収事務等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査します。

(2) 実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、別紙プロポーザル日程表により実施します。なお、業務の都合により日程を変更する場合は、その都度通知します。

4. 参加申込み手続き等

(1) 参加申込書等の配布は、次のとおりとします。

参加申込書等の様式は、人吉市ホームページから直接ダウンロードしてください。

ホームページのURL <https://www.city.hitoyoshi.lg.jp>

5. 参加資格審査及び審査結果通知等

(1) 選定委員会は、参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類をもとに、参加申込事業者が満たすべきプロポーザルへの参加資格について審査を行います。

(2) 市長は、選定委員会の審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認めた参加申込事業者に対し、プロポーザルへの参加を要請します。

(3) 市長は、選定委員会の審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有しないと認めた参加申込事業者に対し、プロポーザルへの参加を認めない旨を通知します。

6. プロポーザルの審査評価方法等

(1) プロポーザルの審査は、選定委員会が各参加事業者から提出された業務提案書及び提案見積書をもとに、業務提案書の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行った後、別に定める人吉市

上下水道料金徴収事務等業務委託受託候補者審査評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき行うものとします。

- (2) 審査は、各参加事業者の業務提案書等の各項目について評価採点を行い、評価基準総得点が6割以上かつ最も高い者を受託候補者として選定します。
- (3) 評価基準総得点が最も高い参加事業者が2者以上ある場合は、当該参加事業者の評価項目の「業務実施方針及び業務実施体制」の得点が高い方を第1順位とし、さらに同点の場合は、以下「収納業務に関する考え方及び技術提案」の得点が高い方、次いで「滞納整理業務に関する考え方及び技術提案」の得点が高い方の順で上位とします。
- (4) 参加事業者が1事業者のみの場合であっても、本プロポーザルは成立するものとし、選定方法については、第2号と同様とします。

7. 委託契約の締結等

- (1) 人吉市契約規則（昭和39年人吉市規則第4号）に基づき、受託候補者と契約条件等について、業務委託契約締結に向けて協議を行い、合意に達した場合は業務委託契約を締結します。
- (2) 業務委託契約の条件等については、仕様書及び業務提案書の内容を基本として、受託候補者との協議のうえ、決定します。
- (3) 受託候補者と業務委託契約締結に向けて協議した結果、合意に達しない場合又は失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加事業者のうち順位が上位であった者から順に当該業務委託についての交渉を行うこととします。
- (4) 契約締結後、市長と受託者は、委託業務が円滑に行われるように誠意を持って業務の履行について協議を行うものとします。
- (5) 市長は、契約締結後、契約の相手方に提案における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとします。
- (6) 契約書の作成に要する費用については、受託者の負担とします。
- (7) 契約締結日は、令和元年12月2日以降とします。

8. その他

本プロポーザルに関する詳細は、「人吉市上下水道料金徴収事務等業務委託に係る公募型プロポーザル方式募集要領」によるものとします。

<プロポーザルの手続き等に係る問合せ先及び各書類提出先>

〒868-0085

熊本県人吉市中神町字城本1345番地1

人吉市水道局上水道課業務係 担当：藤田・中矢野

電話番号 0966-22-5497

FAX番号 0966-24-5929

E mail jyousuidou@hitoyoshi.kumamoto.jp